

**静岡県告示第517号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年7月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士裾野線	富士市一色字大平601番の8から 富士市一色字大平561番の15まで	令和4年7月18日 午前11時

=====

**静岡県告示第518号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年7月12日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田掛川線	袋井市浅岡字米丸626番の2から 袋井市浅岡字下新田133番の7まで	令和4年7月12日